

四日市市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 1 2 号

四日市市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市自転車等放置防止条例施行規則（昭和 6 1 年四日市市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（チェーン等使用自転車に対する措置）</u> <u>第 8 条 条例第 1 1 条第 2 項、第 1 2 条</u> <u>及び第 1 4 条第 2 項の規定により自転</u> <u>車を撤去するに当たり、当該自転車がガ</u> <u>ードレールその他の工作物にチェーン、</u> <u>ワイヤー錠等（以下「チェーン等」とい</u> <u>う。）によりつながれている場合におい</u> <u>て、当該チェーン等を切断することが、</u> <u>当該自転車等を撤去するために必要不</u> <u>可欠である場合には、当該チェーン等を</u> <u>切断して撤去することができる。</u> <u>2 市は、前項により切断されたチェー</u> <u>ン等の賠償の責を負わないものとする。</u></p>	
<p><u>第 9 条</u> （略）</p> <p>（保管場所）</p> <p><u>第 1 0 条</u> 条例第 1 3 条第 1 項又は第 1 4 条第 3 項に規定する保管場所は、次の とおりとする。</p> <p>(1) から (3) まで （略）</p>	<p><u>第 8 条</u> （略）</p> <p>（保管場所）</p> <p><u>第 9 条</u> 条例第 1 3 条第 1 項又は第 1 4 条第 3 項に規定する保管場所は、次のと おりとする。</p> <p>(1) から (3) まで （略）</p>

(4) 第4保管場所 四日市市末永町地  
内

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

第17条 (略)

第6号様式を次のように改める。

No. \_\_\_\_\_

引 取 通 知 書

あなたの自転車・原動機付自転車は、四日市市自転車等放置防止条例の規定に基づき、保管場所へ移動しましたので、下記により速やかに引き取られるよう通知します。

なお、引取時に自転車1,500円、原動機付自転車2,000円の手数料がかかります。

※保管期間経過後は不用物件として処分します。

年 月 日

四日市市長

印

記

返還手続窓口

取 扱 日 時

保 管 期 間 年 月 日まで

そ の 他 引取時には、引取通知書、身分を証明するもの、自転車等の鍵など必要なものを持参してください。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(都市整備部道路管理課)